

新潟市ラーメンプロモーション業務委託仕様書

1 業務概要

全国有数の消費額を誇る新潟ラーメンの魅力をプロモーションするとともに、これを切り口に、本市の食文化をはじめ様々な魅力を知ってもらうことで、本市交流人口の拡大を図ることを目的に、本市来訪者向けのラーメンガイドブックの作成に加え、ラーメンを活用した新たなコンテンツ「新潟ラーメンガチャ（以下ガチャという）」企画の提案・実施等を行う。

2 委託期間

契約日から令和7年3月21日（金）まで

3 業務内容

- (1) 本業務には、企画立案・撮影・デザイン・コピーライト・レイアウト・編集・校正・印刷・製本・梱包・機器備品類の調達・設置・維持管理・納品・工程管理など当該業務の実施に必要なすべての作業を含むものとする。
- (2) 本業務に伴い取材・掲載する店舗・関係団体に対する取材の協力や掲載許可依頼及び調整については、受託業者が行うものとし、委託者は受託者の業務の遂行に協力するものとする。
- (3) 本業務に必要な資料・データの収集、撮影は受託者が行うものとし、委託者は受託者の業務の遂行に協力するものとする。
- (4) 受託者は、以下の各業務の方針に従い業務を遂行すること。

(ア) パンフレット作成業務

目的	・本市が全国有数のラーメン消費都市であることを踏まえ、本市の多彩なラーメン文化や店舗を魅力的に情報発信することで、誘客を促進させるとともに、交流人口の拡大、域内における観光の満足度向上、域内消費額の増加に繋げる。
ターゲット	・主に本市へ来訪した個人旅行者（BtoC）をターゲットとする。
デザイン	・読みやすさ、わかりやすさ、ラーメンの魅力が伝わるエディトリアルデザインを心がける。
構成	・ラーメンの魅力が効果的に伝わり、来訪者の注目を集められるような構成（規格や大きさなどの視覚的な側面、コンセプトなどの創造的な側面など）とする。
掲載内容	・既存の「新潟5大ラーメン」のブランディングと整合する内容とし、各ジャンルのラーメンの起源や特徴等を旅行者に分かりやすく記載する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・文章、ロゴ及び画像はコンセプトに沿ったものを使用する。 ・来訪者の利便性向上に寄与するため、市内ラーメン店を 50～60 店舗程度掲載する。 ・店舗選定にあたっては、受託者は掲載基準を明確にし、公平性及び客観性を確保すること。 ・市内 8 区から各 1 店舗以上、ラーメン店が掲載されるようにする。なお、区ごとの掲載数の割合については問わない。 ・支店が複数ある場合、1 店舗のみの掲載とする。 ・後述するガチャの景品をモチーフとする店舗は必ず掲載する。 ・最終的な掲載内容・ページネーションは委託者と協議の上決定する。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する素材における著作権や肖像権など権利の侵害にならないよう受託者の責任において確認する。 ・令和 6 年 4 月 1 日時点の情報とし、本誌に令和 6 年 4 月現在の情報であることを記載すること。 ・校正は 3 回以上行うものとし、掲載内容について厳密な確認及び校正を行うものとする。 ・市が作成するアンケートの回答に協力するよう掲載店舗へ依頼・収集し、結果を後述する報告書へ記載すること。
印刷規格	<p>【印刷色数】フルカラー（4 色）</p> <p>【サイズ等】B5 サイズ 20 ページ（表紙、裏表紙を含む）以上の中綴じを基本とするが、提案により変更可能とする。地図などの折り込みやとじ込みの提案も可能とする。</p> <p>【紙質等】提案による ※ただし、古紙再生の阻害要因となる材料等が紙及びインク共に使用されていないこと。</p> <p>【印刷部数】50,000 部</p>
納品	<p>【納入期限】令和 6 年 7 月 19 日（金）</p> <p>【納入場所】①新潟市役所 観光・国際交流部 観光推進課 〒951-8554 新潟市中央区古町通 7 番町 1010 古町ルフル 5 階 ②別途指定する場所（市内約 120 箇所）</p> <p>【納入方法】①印刷物（100 部ずつ梱包し、委託者の指示する部数を上記各所へ納入） ②電子データ（イラストレーター、PDF データー一式を CD-ROM 等の記録媒体により納品すること。</p>

	PDF データは、WEB 閲覧・ダウンロード用に最適化（サイズ、データ容量）されたものを合わせて納品すること。
--	---

(イ) ガチャ管理運営業務

目的	<ul style="list-style-type: none"> 新潟には多様なご当地ラーメンがあるが故、旅行者が選択に迷うことから、「行先を決めるキッカケのひとつ」として、近年市場規模が大きく拡大しているガチャを導入し、新潟のご当地ラーメンをあしらった景品を用意することで、本市来訪の証となるシンボリックなお土産として本市の魅力を発信するとともに、市内 8 区の周遊と域内消費を促進させる。
実施期間	令和 6 年 7 月上旬から令和 7 年 2 月 28 日（金）まで
業務内容	<p><u>(1) ガチャ企画の提案</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ガチャの景品は、新潟 5 大ラーメンをモチーフにした景品とし、金額は 1 回 300 円程度を基本とするが、目的を達成するため、より適当な提案をすることは妨げない。 景品総数は委託金額の範囲内において受託者が提案する。 割引券や特典券など、複数店舗で利用可能なインセンティブを用意し、ガチャの景品とともに封入する。なお、最終的なインセンティブの内容は委託者と協議の上決定する。 割引額やインセンティブ総額等については景表法に違反しない範囲とする。なお、割引券や特典券は全ての景品に封入されている必要はない。 ガチャ利用者へ二次元コードを利用した消費額や利用者属性等のアンケートを用意すること。なお、最終的なアンケートの内容は委託者と協議の上決定する。 このほか、市内 8 区を周遊するための企画を提案すること。 <p><u>(2) ガチャの管理運営</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) で企画したガチャの筐体を市内施設に設置し、筐体の管理や景品の補充、故障等の不具合が発生した際の対応等、管理運営に係る業務の一切を行う。なお、設置箇所は、新潟駅や新潟空港、観光施設など滞留人口の多い場所とし、かつ、市内 8 区に必ず最低 1 箇所は設置することとするが、最終的な設置箇所は委託者と協議の上決定する。 インセンティブの精算等に係る業務の一切を行う。 事業終了後、ガチャ撤去に係る業務の一切を行う。 ガチャの管理運営に関する問い合わせ先として対応する。

	<p>(3) 販売数の集計報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月の販売数、売上および利益について、委託者に報告する。 ・報告後、委託者から発行された納付書に基づき、納期限までに利益分を本市へ納付する。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する素材における著作権や肖像権など権利の侵害にならないよう受託者の責任において確認する。 ・ガチャ筐体の滅失、盗難、損傷等により追加で経費が発生した場合は、受託者が負担する。 ・受託者は善良な管理者の注意をもってガチャを管理運営するものとし、ガチャが原因による事故等が発生した場合は、受託者の責任のもと対応する。
規格	<ul style="list-style-type: none"> ・サイズや強度のほか、盗難防止の措置等については、対流人口の多い場所に設置することを考慮した内容とすること。 ・現金決済のほか、両替対応等にも配慮し、設置場所に応じ様々な決済手段に対応した筐体の導入を検討すること。

(ウ) プロモーション業務

- (ア) および (イ) の事業について、WEB メディアや SNS、雑誌等で本事業のプロモーションを実施する。なお、最終的な広報媒体やプロモーション内容等については、委託者と協議の上決定する。
- 後述する特記事項に記載の通り、(ア) および (イ) の権利は委託者に帰属することから、受託者はこれの放映権・放送権・配信権等を独占せず、本事業を広く周知させること等に協力すること。
- メインターゲットは首都圏エリアとし、次点で山形市や喜多方市などラーメンを観光誘客のコンテンツとして活用している都市圏もターゲットとする。
- 実施期間については、(ア) および (イ) の完成、運用開始のタイミング等を考慮しながら、最も効果的な期間とすること。

(エ) 自由提案

4 報告書

- 全ての事業完了後、事業を実施した効果測定・参加者アンケート収集・分析結果などをとりまとめた報告書を作成し納品すること。
- 報告書は紙媒体 4 部、電子媒体(Microsoft Word、Excel または Power Point)一式する。報告書の紙媒体の規格、ページ数は任意とする。
- 報告書の納期限は令和 7 年 3 月 21 日 (金) とする。

- 報告書の納品場所は「6 納品（2）」と同様とする。

5 各業務に付随する業務

- (1) 市との打合せ及び連絡調整
- (2) 本業務の遂行に必要な施設や関係団体及び人物に対する取材の協力依頼及び連絡調整
- (3) 本業務に必要な資料や情報の収集及び撮影（必要に応じ市が素材提供を行う）
- (4) その他本業務に付随する業務

6 その他

- (1) 成果品は、新潟市が作成するホームページや各種情報提供のために、自由に使用できるものとする。
- (2) 印刷物で使用するタイトル、デザイン等の登録商標に関する確認（商標権侵害の有無等）は、本業務の受託者が行うこと。
- (3) 「ガチャ®」は株式会社タカラトミーアーツの登録商標です。

7 特記事項

- (1) 業務スケジュール
契約後、受託者は委託者と協議のうえ、速やかにスケジュールを作成・提出すること。
- (2) 権利の帰属
本契約により作成された成果物の権利の帰属は委託者のものとする。
- (3) 打ち合わせ等
業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は委託者と常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。
- (4) 守秘義務
受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 疑義
本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ決定する。

以上